

移動等円滑化取組報告書（航空機）

（2021年度）

住 所 宮崎県宮崎市大字赤江 宮崎空港内

事業者名 株式会社ソラシドエア
代表者名 代表取締役社長 高橋 宏輔

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空機を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空機	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
機材の更新	当社の航空機はすべて移動等円滑化基準を満たしている。今後についても、同基準に適合した機材を前提とした導入計画を検討する。	新機材の導入はなし。全ての機材が移動等円滑化基準に適合済み。

② 航空機を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
役務の提供方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・パッセンジャータラップ車の定期訓練（緊急時の操作を含む）および操作・使用マニュアルの改訂を行う。 ・空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間の会議を通して、部門横断的にコミュニケーションボードの活用マニュアルの作成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定に基づいて、定期訓練を実施。新型車両導入なしの為、マニュアル改訂はなし。 ・会議体を通して、コミュニケーションボードの使用方法やポイントを資料に纏め、各課へ周知を実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助スキルの強化および維持	サービス介助士資格取得者（自社対応空港旅客ハンドリング職員）へのスキル維持ならびに未取得者へのスキル伝承教育を行い、お手伝いの必要なお客様に安心してご利用いただける環境を提供していく。	日本ケアフィット共育機構主催のオンライン講習への参画と社内展開を実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度に改修したWEBサイトのお手伝いを希望されるお客様ページを適宜見直し、改善を図る。 ・既に導入しているコミュニケーションボードの改良および現場の声から新たなコミュニケーションボード導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜WEBサイトの見直しおよび改修を実施。 ・導入済のコミュニケーションボードの視認性を確認し改善を実施。また、不足しているコミュニケーションボードがないか、現場へアンケートを実施。今後の導入に向けての情報収集を行った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇教育の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ・空港旅客ハンドリング職員と一部の客室乗務員を対象に、サービス介助士資格取得を継続的に行う。(2016年度より継続実施) ・日本ケアフィット共育機構セルフスタディを用いて、既存のサービス介助士資格取得者向けにリカレント教育を実施。 ・2021年に開催されるオリンピック・パラリンピックを皮切りに、社会的にグローバル・ユニバーサルが重要視されることから、ユニバーサルサービスの理解による、社会貢献につながる人財育成を目的として、全社員を対象にユニバーサル教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士資格46%取得済。 ・日本ケアフィット共育機構セルフスタディや講習会に参画し、知識向上を図った。 ・ユニバーサル通信を発行し、知識や理解度を高めた。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空機の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	・該当なし。	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間の定期的な会議を通して、コミュニケーション向上に繋げ、伝達ミス、認識ミスが起きない環境を構築させた。
また、ハンドリング疑問点や課題点の抽出を行い、解決を実施。シームレスな接客サービスに向け、情報提供を行った。

(3) 報告書の公表方法

・ホームページで公表。

(4) その他

--

II 航空機の移動等円滑化の達成状況

(2022年3月31日現在)

事業の用に供している航空機数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数	客席数が30以上の航空機数	可動式ひじ掛けのある航空機数	運航情報提供設備を備えた航空機数	客席数が60以上の航空機数	車椅子を備えた航空機数	通路が2以上の航空機数	障害者対応型便所を備えた航空機数
14機	14機	14機	14機	14機	14機	14機	0機	0機

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第12号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している航空機の数を入力すること。

2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第64条の基準に適合しているものの数を入力すること。
3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合しているものの数を入力すること。
4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が60以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第65条の基準に適合しているものの数を入力すること。
5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が2以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第67条の基準に適合しているものの数を入力すること。
6. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を入力すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。